

## 外国人観光客の短期滞在許可証

8日以上滞在する外国人は短期滞在許可証の携帯が義務づけられています

短期滞在の外国人については、「30日を越えない期間で観光目的であれば、入国時に国境において滞在許可申請が可能」という新規則が2005年1月施行されましたが、未だに実施されていないのが現状です（2005年12月現在）

現在、イタリアでは**8日以上滞在する外国人は警察署へ滞在許可を申請し、携帯することを義務づけられており**、基本的には以下の書類が必要となりますが、詳細は各地警察署にお問い合わせ下さい。

**トリノ・オリンピック開催時も同様**とのことです

（申請書はトリノ中央警察：Corso Verona 4 Torinoにて入手可能）

### 外国人観光客の滞在許可証申請に必要な書類

1. 申請書（209型）
2. 身分証明証写真 4枚（身分証明書サイズ）
3. 14.62ユーロの収入印紙（タバコ屋(Tabacchi)で購入可能）
4. 有効旅券、旅券のデータ記載面、シェンゲン加盟国入国印のあるページの各コピー
5. 旅行者（個人または団体）名義の旅行保険証
  - \* 滞在期間中シェンゲン加盟国全体に有効
  - \* 最低補償額は30,000ユーロ
6. 宿泊所提供者からの招待状及び当該者身分証明書コピー
7. 宿泊所提供者の住宅賃貸契約書または所有登記書
8. 旅費、滞在費用を保証する銀行からの保証書(Fideiussione)の写し
  - \* 滞在費目安は滞在日数×30ユーロ
  - \* 保証書、銀行の証明書などは英語またはイタリア語訳添付が望ましい

注： 6. 7. はホテルの予約リコンファーム書類で良い

8. はクレジットカード、トラベラーズチェック、現金でも良い

（問い合わせ先）

（在ミラノ日本国総領事館）

VIA CESARE MANGILI 2/4, 20121 MILANO

Tel: 02.6241.141 Fax: 02.6597.201

領事部直通 Fax: 02.2900.8899

領事部直通 e-mail: mlryoji@micronet.it

領事窓口受付時間 09:15～12:15 13:30～16:30

ホームページ：<http://www.milano.it.emb-japan.go.jp>

（了）